

農 林 水 産 委 員 会 記 録

- 1 期 日 平成20年9月16日（火）
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 出席委員 委員長 宮 政利
副委員長 沖井 純
委 員 高木昭夫、河井案里、小林秀矩、大井哲郎、芝 清、
田辺直史、山崎正博、小島敏文
- 4 欠席委員 委 員 檜山俊宏

5 出席説明員

[農林水産部]

農林水産局長、総務管理部長、農林水産総務課長、農業活性化推進課長、団体検査課長、農水産振興部長、農業技術課長、農業経営課長、農産課長、畜産課長、水産課長、農林整備部長、技術総括監、農林整備管理課長、農業基盤課長、林業課長、森林保全課長

6 報告事項

- (1) 平成20年広島県議会9月定例会提案見込事項
- (2) ひろしまフードフェスティバルの開催について
- (3) 区画漁業の免許の切替について

7 会議の概要

(開会に先立ち、委員長及び農林水産局長が県内調査のお礼を述べた。)

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（高木委員） せんだって委員会として県内調査をさせていただきました。委員長、副委員長のおかげをもちまして非常に有意義な調査だったと思っております。現場の生の声を聞かせていただいたことを、本当にありがたく思っておりますが、その中で要望等がございました件について、2点ほどお尋ねしたいと思います。

一つは軽油引取税の関係ですが、牧場の方が、牧場で使う機械の軽油が免税になっていないというようなことをおっしゃいました。私も農業をやっていますが、農業に使うフォークリフトについては免税になっていないというようなことがございまして、運送業では免税なのに農業ではだめだというような不合理があるのではないかとこのように思います。これらの点について、国の法律ですから言える立場かどうかというのはよくわかりませんが、県としての見解をお聞きしたいと思います。

それともう1点は、中国木材が今度、大朝に大きな製材工場を建てられるということで材を集積されるということですが、その作業員、切り出しをする人はどういう形で確保していくのか、その点についての県の方針なり計画がございましたら、

お聞かせいただきたいと思います。

○答弁（農産課長） 免税軽油のことですが、現在、農業関係におきましては、耕うん整地用の機械、それから栽培管理用の機械、収穫する調製機械と畜産用の機械というふうに、免税の対象となる機械の種類を定めております。それで、先ほど申されました運搬用の機械というのは、現在対象にはなっておりません。ですから、堆肥を運搬する場合などについては免税の対象になっていないというのが実情でございます。今後、農作業なり、農業経営の一環としてそういう機械を利用されるというものであれば、やはり免税の対象にということで、担当しております税務課にそういうところをつないでまいりたいと思っております。

○答弁（林業課長） 大朝の工場への木材の供給についてでございますけれども、木材につきましては民有林から大量安定供給したいと考えているところでございます。運営につきましては、現在、低コスト林業団地ということで取り組みを進めておまして、小規模零細な所有形態が大半を占めております、その本県林業の構造を転換するために、森林組合と林業事業体に経営を集約しようとしているところでございます。

これまでの林業は、森林所有者みずからが林業経営の判断を行って、これが次世代へと引き継がれてきたところでございます。森林組合等による林業経営の集約化が進んでいきますと、森林の所有は森林所有者に託されているものの、林業の経営の方は森林組合等の林業事業体を中心になって行うことになると考えております。このため、今後、林業経営のプランナーや低コスト施業を可能とする高性能林業機械のオペレーターなどが林業事業体に雇用され、そのような人たちが林業を次世代に引き継いでいくことになると考えております。県におきましては、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づいて、林業労働力確保支援センターに指定されております財団法人広島県農林振興センターを中心に、広島県森林組合連合会などと連携しながら、就業者に基礎的技術を付与する研修や基幹的従事者育成のための研修を実施しておまして、あわせて専門的な育成が継続して確保されるように努めているところでございます。

○要望・質疑（高木委員） 経営の件ですが、県として、集落法人設立等の農業の大型化というものを進めておられるということで、これまではなかった大型機械が新たにどんどん導入されてきておまして、積み出し等についても、運送会社と同じようにフォークリフト等でトラックに積み込んで出荷をするというような状況も発生してきているわけですから、これまでの個別農家の方がやっておられた農業とは全く形態の違う形が既に全国的に出てきているという中で、人力でやっていた時代と同じ感覚でいつまでもやるというのはどうかと思いますので、県としてもこの点を国に対して強く要望していただきたいと思います。

それから林業の件ですが、せんだって徳島県の視察に行かせていただきましたけれども、徳島県では年間何名養成するという数値目標を定めて、県が主体となって

林業作業者の養成を行っておられました。こういうことも早急に必要ではないかと思ひます。どこかに任す、農林振興センターとか森林組合に任すというだけではなくて、県として、当然お金もついて回る話ですが、職業訓練センター等でしっかりと技術を身につけさせるということが必要ではないかと思ひますので、この点についてもう一度お伺ひします。

○答弁（林業課長） 森林組合等、それと林業労働力確保支援センターに任せきりということではないのですけれども、連携しながらいろいろな研修のための案内等やらせていただいております。今後、もうちょっとかかわり方も検討しながら進めていきたいと思ひます。

○質疑（高木委員） よろしくお願ひします。

もう1点は、三笠フーズの関係です。全くもって許せない話であります。一つは、人間の健康に関する問題、もう一つは、彼らがやったことによって国内流通の国内生産されたモチ米の値段が暴落してしまったことの2つの側面があると思ひます。平成10年には30キログラム8,500円していたものが昨年は5,000円です。全く生産原価を無視した単価でモチ米が取り扱われてしまっている。この一つの原因である、こういったむちゃくちゃな流通を許した農林水産省及びその関係企業には責任をとってほしいというふうに思ひますが、ここで言ってもしょうがない。そういう状況が生まれてしまったということで、では広島県ではどうなのかということをお願ひします。県民の皆さんは本当に知りたいたいのだと思ひます。広島県として、この三笠フーズ及びその関連企業が事故米を県内にどれだけ流通させて、どこでどう消費されているのか、その辺の情報がもしあれば、お知らせいただきたいと思ひます。

○答弁（農業技術課長） 食品行政というのは、消費者の視点に立って対応することが基本だと考えております。特に、今回生じたカビ毒や農薬といったものは目に見えないということで、行政の役割は大変大きなものだということに考えております。この中で、産地偽装をなくすということで、JAS法に関しては、私どもが担当しております。それと、食品衛生法ということで、食品の安全について担当しているわけですが、部局が2つほどあります。それぞれ指導を行っているところですが、今回の事件ではミニマムアクセス米を政府が輸入して、政府の責任で業者に売り渡した、それが工業用だけに特定していたものが食用へも回っていったということで、当初想定していなかったものでございます。本来であれば、農林水産省及びその業者の責任で対応する、解決するということが基本だろうというふうに考えます。しかしながら、県といたしましては、産地表示の適正化と食品の安全、衛生という視点で消費者保護を行っておりますので、生産者や民間事業者の事業活動に影響がないように情報収集しながら対応していきたいと考えております。

○意見（高木委員） 今対応をお聞きたのですが、県内に流通しているかどうか、そういう痕跡があったのかどうかということをお願ひします。県民の皆さんは一番知りたいたいのだと思ひます。

○答弁（農業技術課長） 広島県につきましては、三笠フーズから米穀の加工業者とか仲介業者がたくさん介在しておりまして、その流通というものが大変複雑になっております。今持ち合わせている情報では、県内の菓子製造業で3業者について、三笠フーズの関係する米穀が流通したのではないかとされておりまして。

○要望（高木委員） 引き続き、ルート解明をして、県民の皆さんが不安を抱かないように情報開示をどんどん進めていただきたいと思います。

中国から輸入したモチ米にメタミドホスが入っていたということですが、それだけに入っていたのかということです。もともとおかしい話です。そういう農薬を一般的に使っているから残留して、たまたま検査したのから出たのですから、全部がそうだという判断をしなければいけないのだらうと思うのです。そういう思いから、国産をしっかりと皆さんに愛用していただいて、毒の入った中国産は要らないという運動をぜひ起こしていただきたいと思います。終わります。

○答弁（農水産振興部長） 先ほど事故米の県内への流通はどうかということで、9月11日の夕方の段階で、先ほど担当課長が申しあげましたように、農政事務所の方から、菓子製造業の3業者へ流れてきているのではないかと情報が入っております。広島農政事務所と食品衛生室、保健所の担当官の大体5～6名で3カ所の立入調査を実施しております。2カ所につきましては既に全体で約50キログラムのモチ米の米粉が流通しているのではないかとございましてけれども、この2カ所につきましては既に消費されているということで、流通の実態が確認できていない、1カ所につきましては、残っておりますものを福山市の保健所で検査しましたところ、農薬は検出されなかったという情報を健康福祉局の方から入手しております。これからも引き続き、連携を密にし、県民の食の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えています。

○質疑（小林委員） 高木委員の関連であります。事故米について何点かお伺いしたいと思っております。

ミニマムアクセス米ということで国の問題であろうと、でもそこが揺らいでしまったという状態ではありますが、いつから、WTOの関係においてどういう国からどのような状況で、国として農林水産省が管理してどういう流通形態において消費者に回っていたのか、工業用ということになっておりますけれども、工業用とはどういうものを指して言うのか、流通経路も含めて、わかりやすく御説明いただきたいと思います。

○答弁（農業技術課長） まず、ミニマムアクセス米の流通の歴史から申しますと、平成5年にガット・ウルグアイ・ラウンドが合意されまして、平成7年から実質的に輸入されております。最初は少量でしたが、77万トンまで拡大させるということで、最初のころはアメリカを中心として日本へ輸入されてきておりましたが、最近では異常気象等でアメリカに輸出する余力がなくなったということもあって、タイとか中国とか東南アジアからの輸入が多くなっております。

これまでの事故米の数量については、ちょっと手元で整理し切れておりません。19年度だけで申しますと、ミニマムアクセス米は合計で77万トン中57万トンが輸入されて、そのうち、いわゆる事故米というものが829トンというふうに認識しております。

あと、工業用とはということでお尋ねがありましたけれども、通常は工業用ののりといったものに使用されているとお聞きしています。

○要望（小林委員） それは、非主食用米だというふうに理解してもよろしいですね。

どちらにしても今回の事件により、消費者にしても、当然知らなかった2次加工業者——菓子メーカーであるとか醸造メーカーなどいろいろなメーカーがありますけれども、大変な被害が出ている。これはやはり国の大きな責任でもあるでしょうし、流通というものに対する考え方を、今後しっかりとした形の中で国民に示さないといけないだろうと思います。当然、県としてもその実態を明らかにして、県民の皆さんに公表する責任が私はあると思います。ぜひ、うやむやな形で終わらせることなく、きちんと明らかにしていただきたいと思ひますし、農林水産局においても、環境県民局、健康福祉局の関係で自分たちのことではない、我々のところはJAS法だけということではなく、やはり米というものに対する考え方をしっかりと持っていたいただきたいと思ひております。

それと、こういうことになれば、やはり国産米というものがどれだけ安全・安心で、顔が見えて流通形態もきちんとしているということを改めて認識するわけであります。このような状況を踏まえたときに、WTOの中で決まったことを安易に進めるのはおかしいのではないかと思ひます。国で77万トンぐらいのものは生産できるわけですから、幾らこれだけ輸入しないといけないというものを決められても、それはもうだめだとはねのけて、米は日本でつくって日本で消費していくのだといったことを国に申していただくことを切に要望しておきたいと思ひます。

○答弁（農水産振興部長） 確かに今回の事件により、非常に国内的に大きな問題が生じております。情報等によりますと、おくれればせながら農林水産省が、このミニマムアクセス米の流通形態、特に入りと出の検査体制等を、これから第三者委員会を設置して検討していくというふうに聞いております。

また、外国から輸入をいたしました農薬等がまじっている米については、返品するというものについて、今後改めて検討していくということをお聞きしております。私どもとしましても、先ほど委員が言われましたように日本人の主食でございますので、県民の安全・安心の確保の点からも、引き続き情報入手と県民への公表に努めてまいりたいと思ひております。

○質疑（大井委員） 一つだけちょっとお聞きしたいと思ひますけれども、企画振興局へ移行した水産海洋技術センターのことですが、まず、キジハタの種苗が今、我が県でどのようになっているのかということをお教えください。

○答弁（水産課長） キジハタ、通称アコウという魚でございますが、水産海洋技術セ

ンターの方で、平成18～20年度にかけまして種苗生産のための技術開発を行っております。種苗生産のための試験研究ですので、生産目標として1万匹つくることを目標に試験をしております。具体的には、非常に小型の魚ですので、それに合うようなえさの開発、それとやはり発生初期に大量のへい死を起こしますので、その未然防止策等について行っております。それとは別に、国の方の水産総合研究センター、玉野栽培漁業センターの方からもあわせて、種苗を導入して中間育成と放流適地の探索等についての研究を、これは漁業者レベルで行っております。

今後の展望につきましては、漁業者の皆さんから非常に要望の強い魚であるということですが、皆さんが県内各地に放流しようと思うと、やはり数十万レベルの種苗生産というものが必要になります。ですから、そういう種苗生産上の問題点も含めて、今後、関係機関と検討してまいりたいと考えております。

○意見・質疑（大井委員） 私が県議会議員になってからもう6年になりますけれども、このキジハタの問題は何ら進展がないのです。ずっとこれを言い続けている。これは漁業者が待ち焦がれている魚なのです。私どもが幼いころには多量にいた魚が、もうほとんどいない。絶滅した魚、幻の魚と言われている。9月12日、金曜日の中国新聞には高級魚キジハタ大放流と出ておりましたが、これは山口県の水産研究センターによるものです。先ほど、課長が言いましたけれども、我が県は平成18～20年度において、たった1万匹を目指しているのです。山口県は、5センチメートル程度に育ったものを11万5,000匹も放流するのです。

何が言いたいかということ、水産海洋技術センターは農林水産局にあるべきだと思うのです。意思の疎通をしょっちゅうされるのならいいけれども、だから僕は、こんなにおくれているのだと思う。あれだけ我が県が音戸町にお金をかけて、他県にまさるとも劣らないような水産海洋技術センターをつくっても、山口県ではもう11万数千匹を放流する、隣の岡山県ではもう養殖業者に稚魚を売っているのです。三重県もとうの昔からやっている。私はこういう水産関係への我が県の気持ちが、ちょっと薄れているのではないかと思います。この水産海洋技術センターがどういう経緯で企画振興局へ行ったのかはわかりませんが、これは農林水産局が持つべきだと私は思います。

とにかく漁業者は待っています。なぜかということ、この魚は地場のいそに根づく魚なのです。遠くへ行きません。こういう魚こそ私は大事にして、一日も早く水産業者のために頑張っていたきたいと、強くこの場で要望しておきます。この魚は、いっぱいいたが、いなくなった。今、東部の方ではかなりこれが釣れている。この間、「釣りごろつられごろ」をテレビで見ていると、このキジハタをかなり釣っていた。今治などでは、放流事業をかなりやっているのです。我が県も農林水産局が机上ではすばらしいものをつくってくれている。でも、漁業者というのは、幾ら皆さんが机上でいいものをつくられても、海に魚がいなければ生活ができないということを前提に、机上でもものをつくっていただきたいと思っております。手を抜いていると

は言いません。ただ、私は水産海洋技術センターが、なぜ企画振興局に行ったのだろうか、これがちょっと理解できない。局長、大変なことだろうと思うのですが、農林水産局に水産海洋技術センターを取り戻して、農林水産局の方で維持管理をやっていただいて、水産行政の方に力強い御援助をいただきたいというように思いますけれども、見解はいかがでしょうか。

○答弁（農林水産局長） 水産海洋技術センターについての御指摘でございますけれども、農業技術センターしかり、あるいは畜産技術センターしかりでございます、私どもの農林水産局に極めて関連の深い研究施設がすべて企画振興局の方にございます。以前、この委員会でも御答弁させていただきましたけれども、組織がどこにあらうとも、私どもは、それらの機関はまさに農林水産業のためにある機関だという認識を持っております。ただ、依然としてその成果が出ていないという御指摘でございますので、委員の御指摘を踏まえまして、キジハタという具体的な魚種も御指摘いただきましたけれども、それも含めて、漁業者の皆さん方の期待にこたえられるような選択など、十分連携をとっていきたいと思います。

(4) 閉会 午前11時15分